

I 山口県情報公開条例の解釈及び運用

目次

第1章 総則	3
第1条（目的）	3
第2条（定義）	5
第3条（適用除外）	9
第4条（この条例の解釈及び運用）	10
第2章 公文書の開示	11
第5条（開示請求権）	11
第6条（開示請求の手続）	12
第7条（公文書の開示義務）	14
第1号（個人に関する情報）	16
第2号（行政機関等匿名加工情報又は削除情報）	23
第3号（法人等情報）	24
第4号（犯罪捜査等情報）	29
第5号（審議・検討等に関する情報）	31
第6号（事務又は事業に関する情報）	34
第8条（部分開示）	38
第9条（公益上の理由による裁量的開示）	42
第10条（公文書の存否に関する情報）	43
第11条（開示請求に対する措置）	45
第12条（開示決定等の期限）	48
第13条（開示決定等の期限の特例）	51
第14条（事案の移送）	53
第15条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）	55
第16条（開示の実施）	59
第17条（他の法令等による開示実施等との調整）	61
第18条（手数料等）	64
第3章 審査請求	65
第19条（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）	65
第20条（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）	66
第21条（山口県情報公開・個人情報保護審査会への諮問）	67
第22条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）	70
第4章 附属機関等の会議の公開	72
第23条	72
第5章 補則	74

第24条（適用上の注意等）	74
第25条（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）	75
第26条（開示の状況の公表）	76
第27条（情報の公開及び提供）	77
第28条（出資法人及び指定管理者の情報公開）	78
第29条（県の指導及び助言）	80
第30条（実施機関への委任）	81
附 則（施行期日、経過措置）	82
附 則（山口県情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年条例第55号））	83
附 則（山口県情報公開条例の一部を改正する条例（平成14年条例第52号））	85
附 則（山口県情報公開条例の一部を改正する条例（平成18年条例第9号））	86
附 則（山口県情報公開条例の一部を改正する条例（令和4年条例第42号））	87

第1章 総則

第1条（目的）

第1条 この条例は、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、県政の透明性の向上を図るため、県及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が保有する公文書の開示を請求する権利を明らかにし、及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政の公正な運営を図るとともに、その運営に対する県民の理解及び信頼を確保し、もって県民の県政への参加を一層促進することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈の指針となるものである。

各条項の解釈及び運用は、第4条の規定とともに、常に本条に照らして行わなければならない。

【解釈及び運用】

1 「知る権利」は、憲法学上、公権力によって妨げられることなく情報を受け取る自由、政治に民主的に参加するために社会の種々の事実や意見を知ることができるという参政権的な機能を有する権利、そして情報公開の上で問題となる行政情報の開示請求権など複合的な性格を持つ権利であるとされている。

「知る権利」については様々な見解があるものの、住民が情報公開を求める権利を象徴的に表す言葉として一般的に使用され、情報公開制度の推進に大きく貢献してきたことから、住民が県の保有する公文書の開示を求める権利を分かりやすく表現する言葉として、目的に明記したものである。

2 県政の公正な運営を図り、県民の県政への参加を促進するためには県政の透明性（公開性）の向上が必要であり、県政の透明性を向上させることによって、県民に説明する責務を全うすることになる。

そこで、「県民に説明する責務」と「県政の透明性の向上」を明記し、情報公開の積極的な推進を図っていくこととしたものである。

3 「公文書の開示を請求する権利を明らかにし、及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより」とは、情報公開制度と情報提供施策は情報公開の総合的な推進を図る上で、車の両輪であることの認識を示したものである。

4 「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項」とは、公文書の開示の請求の手續等、情報公開制度及び情報提供施策を実施するに当たって必要な事項をいう。

- 5 「県政の公正な運営を図るとともに、その運営に対する県民の理解及び信頼を確保し、もって県民の県政への参加を一層促進すること」とは、この条例により実現しようとする目的を掲げたものである。
- 6 「県が設立した地方独立行政法人」は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施するために、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により県が設立した法人であり、県と同様に情報公開を行う必要があるため、この条例の対象としたものである。

第2条（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（知事、警察本部長、公営企業管理者、議会の議長の職務を行う者、実施機関の委員長（教育委員会にあっては、教育長）及び委員、県が設立した地方独立行政法人の役員、実施機関の事務局その他の事務部局及び実施機関の管理に属する機関の職員並びに実施機関の附属機関を組織する委員その他の構成員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 山口県文書館その他規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣旨】

- 1 第1項は、この条例により、公文書の開示を実施する機関を定めたものである。
- 2 第2項は、公文書を定義することにより、この条例の対象となる公文書の範囲を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

この条例における「実施機関」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、警察法（昭和29年法律第162号）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）により、独立して事務を管理し、執行する権限を有する県の機関並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により県が設立した地方独立行政法人をいい、各実施機関の行政組織規則等により定められる本庁の課（これに相当する組織を含むものとする。以下同じ。）並びに出先機関、教育機関、警察署及び事業所（以下「出先機関」と総称する。）並びに附属機関の全体を含む。

2 第2項関係

(1) 「実施機関の職員」とは、実施機関が職務上指揮監督権を有する全ての職員をいい一般職か特別職か、又は常勤か非常勤かは問わない。

- ア 「議会の議長の職務を行う者」とは、議長自身のほか、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときの副議長（地方自治法第106条第1項）、議長及び副議長にともに事故があるときに選挙された仮議長（地方自治法第106条第2項）などが該当する。副議長や一般の議員については、このようなケース以外の場合は実施機関の職員としては扱わない。
- イ 「実施機関の事務局の職員」とは、議会、選挙管理委員会、人事委員会等の事務局の職員をいう。
- ウ 「その他の事務部局の職員」とは、知事部局、警察本部、教育庁等の本庁の職員及び県が設立した地方独立行政法人の職員をいう。
- エ 「実施機関の管理に属する機関の職員」とは、知事部局、警察本部、教育庁等の出先機関の長及び職員をいう。
- オ 「その他の構成員」とは、附属機関を構成する者で、職名が「委員」でない者（会長、委員長、専門員、参与等）をいう。
- (2) 「職務上作成し、又は取得した」とは、職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得したという趣旨である。
- なお、「職務」には、自治事務だけでなく、法定受託事務も含まれる。また、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。ただし、次の事務は含まれない。
- ア 地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により、知事又は山口県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとされた事務
- イ 実施機関の職員が地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条の規定等により他の団体の事務（地方職員共済組合、地方公務員災害補償基金等の事務）に従事している場合の当該事務
- (3) 「文書、図画及び電磁的記録」とは、公文書の範囲を情報の記録媒体の面から定めたものであり、具体的には次のものをいう。
- ア 「文書」とは、情報を文字又はこれに代わるべき符号を用いて、永続すべき状態で紙等の上に記載したものをいい、具体的には、起案文書、供覧文書、台帳、帳票類等をいう。
- イ 「図画」とは、紙等の上に象形を用いて表現されたものをいい、具体的には地図、図面、ポスター、写真、フィルム（マイクロフィルム、写真フィルム、スライド等）をいう。
- ウ 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいい、具体的には、磁気テープ（ビデオテープ、録音テープ等）、光ディスク（コンパクトディスク等）、フロッピーディスク等に記録されたものをいう。

(4) 「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共有文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。

したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階の資料等は、これに当たらない。

ただし、職員が個人的に作成し、又は取得した調査メモ、説明資料等であっても、起案文書又は供覧文書に添付された場合には、この条例の対象となる。

(5) 「保有している」とは、実施機関が定めている文書取扱規程等の定めるところにより公に支配されている状態にあることをいう。

したがって、文書取扱規程等の定めるところにより廃棄の手続がとられた「文書等」は、この条例の対象とならない。

(6) ただし書は、この条例の適用対象となる公文書から除かれるものを定めている。

ア 1号関係

公報や白書等は、市販されており一般に容易に入手・利用が可能なものであるため条例に定める公文書から除いたものであり、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は、紙媒体のものに限られずインターネット上で不特定多数の者に有償で販売されている新聞等も含まれ、「販売することを目的として発行されるもの」の中には、絶版になっており、古書店のみで入手しうるものもありえるが、入手の容易性の判断は困難であるので、ひとたび販売されたものは全て当該号に含まれる。

ただし、公文書に添付されている新聞の写し等はこの限りではないものとする。

なお、公報や白書等の実施機関が監修しているもので入手困難な状況があると認められるときは、情報提供により対応するものとする。

イ 2号関係

(ア) 次に掲げる「山口県文書館その他規則定める施設」において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものは、貴重な資料の保存、学術研究への寄与等の観点から独自のアクセス制度が定められているため、条例に定める公文書から除いたものである。

a 山口県文書館

b 山口県政資料館

c 山口県刊行物センター

d 山口県総合企画部統計分析課統計資料室

e 山口県点字図書館

- f 山口県立美術館
 - g 山口県立萩美術館・浦上記念館
 - h 山口県埋蔵文化財センター
 - i 山口県議会図書室
 - j 山口県立山口図書館
 - k 山口県立山口博物館
 - l 公立大学法人山口県立大学図書館
 - m 公立大学法人山口県立大学郷土文学資料センター
- (イ) 「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」とは次に掲げる基準を満たすものをいう。
- a 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること
 - b 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること
 - c 一般の利用の制限が行われていないこと（当該資料に第7条第1号及び第3号に掲げる不開示情報が記録されていると認められる場合等は除く）
 - d 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること
 - e 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること

なお、これらの施設が保有する文書であっても、いわゆる一般行政事務のために実施機関の職員が作成し、又は取得した文書は、「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」に該当しないため、条例に定める「公文書」に含まれることになる。

【参考】

山口県情報公開条例第2条第2項第2号の規則で定める施設及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料の範囲を定める規則（令和5年山口県規則第21号）

第3条（適用除外）

第3条 この条例は、次に掲げる公文書の開示については、適用しない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項の訴訟に関する書類及び押収物である公文書
- (2) 図書館等において一般の利用に供することを目的として保管されている公文書

【趣旨】

- 1 第1号は、刑事訴訟に関する書類及び押収物に係るこの条例と当該書類等の適用関係について定めたものあり、刑事訴訟に関する書類及び押収物については、刑事訴訟手続の制度において取扱いが体系的に整備されており、その取扱いは当該手続に委ねることが適当であることから、条例を適用しないこととしたものである。
- 2 第2号は、県の図書館等の施設において一般の利用に供することを目的として保管されている公文書については、当該施設の利用規程等の定めるところにより閲覧等を行うことから、この条例を適用しないこととしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項の訴訟に関する書類及び押収物」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類及び押収されたものをいう。
- 2 「図書館等」とは、図書館、博物館、美術館等のほか資料を一般の閲覧に供している情報公開センター等をいう。
- 3 「一般の利用に供することを目的として保管されている公文書」とは、専ら一般の閲覧に供し、又は貸し出すために保管されている資料等の公文書をいう。

第4条（この条例の解釈及び運用）

第4条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならない。

【趣旨】

本条は、条例全体の運用の基本を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならない」とは、この条例の基本理念である公文書の「原則開示」の精神を明らかにしたものであり、例えば、視覚障害者から公文書の開示の請求があった場合のように、合理的な理由がある場合は、「公文書の開示」を実施するに当たり、「閲覧」においては口頭で情報を伝達する。
また、実施機関は、公文書の開示の請求に対し、当該公文書が第7条各号に規定する不開示情報に該当しない限り、開示をすることを原則とするとともに、開示に係る手続等を行う場合においても、「原則開示」の精神に沿って行わなければならない。
- 2 この条例の解釈及び運用に当たり特に留意しなければならない事項は、次のとおりである。
 - (1) 不開示情報に該当するかどうかの判断は、原則開示の基本理念に基づき、適正に行わなければならない。
 - (2) 不開示情報に該当する公文書であっても、第8条の「部分開示」のできる要件を満たす場合には、その部分を開示する必要がある。
 - (3) 不開示情報への該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変化に伴って変化するものであり、開示請求があった都度十分検討しなければならない。
 - (4) 実施機関は、公文書開示に関する一連の手続及び不服申立てに関する手続をできるだけ速やかに行うよう努めなければならない。

第2章 公文書の開示

第5条（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

【趣旨】

本条は、この条例に基づき、公文書の開示を請求することができる者を制限しないということを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 条例の目的との関連では、開示請求権を行使する主体は県民が中心となる。しかし、社会経済活動の広域化・国際化により、県政に関心とかかわりを有する者は県民に限られなくなっていることや、請求権者の住所要件を撤廃する自治体が増加する中で、本県が他の自治体の住民に開示請求権を与えないということは、相互主義の観点からも好ましくないことから、何人も開示請求をすることができることとしたものである。
- 2 「何人」には、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、法人格を有しないが、代表者又は管理人の定めがある、自治会、PTA、消費者団体、青年団等のいわゆる「権利能力なき社団又は財団」（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第29条）も含まれる。
- 3 代理人による開示請求については、代理関係を証明する書面の提出を求めて確認する。
- 4 未成年者からの開示請求については、原則として単独での請求も受け付ける。ただし、中学生以下の場合は、親権者の立会を求めることにするか、又は親権者から請求をしてもらう等、慎重に対応する。

第6条（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求は所定の事項を記載した開示請求書により行うこと及び開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係（開示請求書の提出）

(1) 「書面」とは、知事が管理する公文書の開示に関する規則（平成9年山口県規則第79号。以下「管理規則」という。）別記様式の公文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）をいう。

(2) 「実施機関に提出して」とは、開示請求は、請求者が開示請求書に必要事項を記入し、窓口へ提出、郵送、ファクシミリ送信又はやまぐち電子申請サービスの利用のいずれかの方法により行うものであり、電話や電子メールによる請求は認めない。

ア 窓口としては、山口県情報公開事務取扱要領（平成10年4月1日付け学事文書第39号。以下「取扱要領」という。）で、本庁に「情報公開センター」、出先機関に「情報公開コーナー」が置かれている。

イ 開示請求書は、原則として、請求に係る公文書1件につき1枚の提出とする。ただし、同一の請求者から同一の担当課等に複数の公文書について請求がある場合は、1枚の開示請求書に記入することとして差し支えない。

ウ なお、この条例の施行日（平成9年9月1日）前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書については、条例附則第3項の規定により、従前の山口県情報公開要綱（平成3年山口県合同告示第1号。以下「要綱」という。）によることになるので、開示請求書とは別に公文書開示申出書（取扱要領別記第1号様式。以下「開示申出書」という。）の提出を求めること。この場合の情報開示（以下「開示の申出」という。）の手続は、

要綱に定めるもののほか、取扱要領第6の開示の申出に関する事務に従って処理すること。

- (3) 「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」とは、公文書の名称、開示を求める具体的な内容等、当該記載から開示請求者が求める公文書を他の公文書と識別できる程度の記載であることを要する。
- (4) 「実施機関が定める事項」とは、次の事項をいう（管理規則第2条）。
 - ア 求める開示の実施の方法
 - イ 写しの送付の方法による公文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 第2項関係（開示請求書の補正）

- (1) 「形式上の不備」とは、第1項各号の必要的記載事項が記載されていない場合や、同項第2号の「公文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分であるため開示請求に係る公文書を特定することができない場合等をいい、開示請求書の記載に不備がある場合には、当該開示請求書の不備を補正するよう求めることができる。
- (2) 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間であり、個別具体的に判断されるべきものである。
- (3) 「補正の参考となる情報を提供する」とは、例えば、開示請求書の記載内容に関連する公文書名や該当すると考えられる公文書の名称等が記載されている公文書目録等を示すことなどをいう。
- (4) 口頭による指導に応じないまま開示請求書が提出された場合、送付された開示請求書に不備があった場合などは、相当の期間を定めてその補正を求めるものとする。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求を拒否することとし、第11条第2項の規定による全部を開示しない旨の決定をするものとする。

【参考】

具体的な事務の取扱いは取扱要領第3の1～3を参照。

なお、要綱に基づく「開示の申出」の受付等の手続における具体的な事務の取扱いは1(2)ウのとおり取扱要領第6を参照。

第7条（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に本条各号に定める不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないという原則開示の基本的考え方を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 開示請求に係る公文書に記録されている情報が、本条各号に定める不開示情報に該当するかどうかは、各号の【趣旨】及び【解釈及び運用】に照らし、個別具体的に判断するものとする。
- 2 不開示情報に該当するかどうかを判断する場合には、主観的、恣意的、あるいは従来慣行だけを基準に判断するようなことがあってはならず、情報公開制度の趣旨、目的を踏まえ、客観的かつ合理的に判断しなければならない。

したがって、不開示情報の具体例として掲げられている情報が記録されている公文書については、いつでも全体の開示をすることができないものと固定的に考えるのではなく、部分開示をすることができる場合や開示請求の時期によっては開示をすることができる場合もあり得ることに留意する必要があり、不開示情報の具体例として掲げられているものであっても、その内容を十分検討した上で、公文書の開示・不開示を判断しなければならないものである。

- 3 不開示情報と守秘義務との関係

不開示情報と地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条等に定められている公務員の守秘義務との関係については、次のように考える。

- (1) 不開示情報は、開示請求者と実施機関との関係において公文書の開示をしない情報の範囲を定めたものであり、一方、公務員の守秘義務は、公務員の服務規律として定められ、その及ぶ範囲は、公文書に限定されず、公務員の記憶等も含まれている。
- (2) 不開示情報と守秘義務は、その趣旨及び範囲を異にするものであるが、守秘義務の範囲に属する事項が公文書に記録されていれば、それを守秘することは法律上の義務であり、この条例においても不開示情報に該当し、公文書そのものはもとより、公文書に記録されている情報を口頭により開示することもできない。
- (3) 不開示情報を定めることにより、結果的に、守秘義務の範囲がある程度客観化され、明確にされるが、一般的には不開示情報は守秘義務の範囲を含むものであると解され、不開示情報に該当しないものとして開示する情報は、

守秘義務の対象である秘密には当たらないものと考えられる。

4 本条と法令との関係

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条（調査権、出頭証言及び記録の提出請求）、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条（文書提出命令等）、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2（報告の請求）等の規定により、公文書の開示を要求される場合があるが、本条各号に該当するかどうかをもって、当該要求の諾否の理由とすることはできない。これらの要求に対しては、この条例により公文書の開示を行うのではなく、それぞれの法令の規定により行うものであり、要求の根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定する。

第1号（個人に関する情報）

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

- 1 本号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人に関する情報の要件を定めたものである。
- 2 本号イからハは、本号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされているなどの情報及び開示することに公益的理由のある情報等について、例外的に開示するものを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 特定の個人を識別することができる情報等（本号本文）
 - (1) 「個人に関する情報」とは、個人（死亡した者を含む。）の思想、信条、心身の状況、病歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織

体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

また、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。これは、生前に本号により不開示であった情報が、当該個人が死亡した以降開示されることになるのは適当でないためである。

なお、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、本条第3号（法人等情報）の規定により判断する。

- (2) 特定の個人を識別することができる情報は、通常、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

ただし、第8条第2項の部分開示に関する規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分以外の部分は本号の個人に関する情報に含まれないものとみなして、第8条第1項の規定（部分開示）を適用することに留意する。

- (3) 「その他の記述等」には、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号・番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が含まれる。氏名以外の記述等単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより特定の個人を識別することができる場合は「特定の個人を識別することができる」に該当する。

- (4) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」となるものとは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報をいい、本号の規定が適用される。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報等の一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

また、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含む。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質、内容等に応じ、個別に判断する。

- (5) 個人識別性の判断に際しては、厳密には特定の個人を識別することができる情報でない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格又は規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ることに留意する。

例えば、ある集団のなかの一人が解雇されたという情報の場合、当該集団

の構成員の数が多く場合には、他の情報と照合することによって当該個人が識別される可能性は一般的に低いが、構成員がごく少数の場合には、他の情報との照合によって当該個人が識別される可能性が高くなる。また、構成員がごく少数の場合には、たとえ個人が識別されなくても、集団の不名誉が直ちに構成員の不名誉に結びつく傾向がある。また、ある集団の構成員が必ずしも少数ではない場合であっても、情報の性質、内容によっては、当該集団に属する構成員全員が不利益を受ける可能性があり得る。

個人識別性の判断に際しては、このような事情も考慮に入れて解釈する必要がある。

- (6) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性がなく特定の個人を識別することができない情報又は特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、財産権その他の当該個人の権利利益を害するおそれがあるものをいい、例えば、次のような情報が考えられる。

ア 個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものとして保護すべき情報（匿名の作文や反省文、カルテ等）

イ 特許出願等をする前のアイデア等であって、開示することにより第三者が特許出願を行うなど発明者の権利利益を侵害するおそれのある情報

2 本号ただし書イからハ（不開示情報の例外として開示する情報）

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号イ）

ア 「法令等の規定」とは、法律、政令、府省令その他の命令及び条例の規定であって、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。したがって、公開を求める者又は公開を求める理由によって公開を拒否する場合が定められている規定は含まれない。

イ 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。ただし、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実であるかどうかは問わない。ただし、過去に公にされた情報について、時の経過により、開示決定等の時点では「公にされ」に当たらない場合があることに留意する。

エ 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定

(具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。)の下に保有されている情報という。ある情報と同種の情報に公にされている場合であって、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例として公にされるものも含まれる。

オ 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」としては、具体的には次のようなものをいう。

- (ア) 実施機関の職員が職務上、公表を目的として作成し、又は取得した情報であって、個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報
- (イ) 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報
- (ウ) 公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ロ）

個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

(3) 公務員等に関する情報（本号ハ）

ア 公務員等に関する情報も個人に関する情報に含まれるが、このうち、公務員等の職務遂行に係る情報については、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人に関する情報としては不開示情報に当たらない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等の公務員等以外の個人に関する情報でもある場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とする。

イ 「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。

また、退職した者であっても、公務員等であった当時の情報については、

当該規定は適用される。さらに、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

ウ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。

例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれる。

ただし、本号ハの規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるので、公務員等に関する情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

エ 実施機関は、その所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、第7条第3号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、公にするものとする。

このため、実施機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（本号イ）に該当することに留意する。

なお、人事異動の公報等への掲載その他実施機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって（又は公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合にも、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

3 本人からの開示

本条例は、開示請求者のいかなる問わず、開示・不開示の判断を行うものであるので、個人に関する情報について、本人が自己の情報を開示請求した場合及び本人以外の者が当該本人の同意を得て開示請求した場合であっても、本号イからハ又は第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定に該当しない限り、不開示となるものであり、本人が自己の情報を開示請求しようとする場合には、個人情報保護制度による個人情報開示請求の利用を勧めるものとする。

なお、これらのことは、当該本人に対する情報の提供を禁止したものではない。

【参考1：本号本文に該当して「不開示」と考えられる情報の具体例】

- 1 思想、信条等に関する情報
 - ・世論調査等の調査個票

- ・ 投書、手紙、作文等
- 2 心身の状況に関する情報
 - ・ 健康診断書、医師診療録
 - ・ 精神衛生、健康相談記録
- 3 家族の状況に関する情報
 - ・ 手当、生活保護費等台帳
 - ・ 教育相談、生活相談等の記録
- 4 個人の経歴や社会的活動に関する情報
 - ・ 各種資格試験受験願書
 - ・ 履歴書、戸籍謄本
 - ・ 職務経歴書
 - ・ 表彰、叙勲等の推薦書
- 5 所得、財産の状況に関する情報所得
 - ・ 各種資金貸付申請書
 - ・ 給料等支給明細書
 - ・ 土地等売買契約書

【参考2：本号ただし書に該当して「開示」と考えられる情報の具体例】

- 1 ただし書イに該当する情報
 - (1) 法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ・ 商業登記事項証明書に記載されている法人の取締役等の氏名、代表取締役の住所（商業登記法第10条、11条）
 - ・ 不動産登記事項証明書に記載されている不動産の所有者等（不動産登記法第19条第1項）
 - ・ 建築計画概要書で閲覧することができる情報（建築基準法第93条の2）
 - ・ 計量士の氏名（計量法施行令第38条等）
 - ・ 河川現況台帳及び水利台帳（河川法第12条第2項及び第4項）
 - ・ 著作権登録原簿（著作権法第78条第3項）
 - ・ 開発登録簿（都市計画法第47条第5項）
 - ・ 道路運送車両の登録事項等証明書（道路運送車両法第22条第1項）
 - (2) 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ・ 受彰者名簿
 - ・ 附属機関等委員名簿（ただし書ハにも該当）
 - ・ 職員録、職員配置図（ただし書ハにも該当）
- 2 本号ただし書ロに該当する情報
 - ・ 病院開設届に添付される医師免許証の写しのうち、医師の氏名
 - ・ 急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可申請書にある申請者の氏名及び住所
 - ・ 河川占用許可申請書や道路占用許可申請書のうち、人の生命、財産等を保護

するために公開する必要がある情報

- ・火薬類（煙火）消費許可申請書及び添付書類に記載された消費現場責任者、煙火保安責任者等の氏名

3 本号ただし書ハに該当する情報

- ・起案者名、決裁者名
- ・会議等の復命書
- ・旅行命令簿及び旅費請求書（職員番号、級、号給等の「職務の遂行に係る情報」に含まれない情報は除く）
- ・附属機関等委員名簿
- ・職員録、職員配置図

第2号（行政機関等匿名加工情報又は削除情報）

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

【趣旨】

本号は、次の行政機関等匿名加工情報又は削除情報が不開示情報であることを定めるものである。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は同法第109条第4項に規定する削除情報

【解釈及び運用】

- 1 「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報保護法第60条第3項に規定する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの。ただし、行政文書等に記録されているものに限る。以下同じ。）の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう。
- 2 「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等及び個人識別符号（特定の個人を識別できる文字・番号・記号などの符号で、法令で定められたもの。）をいう。
- 3 行政機関等匿名加工情報及び削除情報は、その利用及び提供等に関することが個人情報保護法第109条に規定されていること、さらに削除情報については、行政機関等匿名加工情報と組み合わせることで、その個人識別性が復元されてしまうおそれがあることから、この条例に基づく開示請求では提供できないため不開示としているものである。

第3号（法人等情報）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、法人その他の団体及び事業を営む個人の正当な権利利益が害されることのないよう、不開示とする法人等情報の要件を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（本号本文）

(1) 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団又は財団（自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等の法人格を有しないが規約等を有し、代表者又は管理人の定めのある団体）等も含まれる。

ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、本号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報の開示・不開示は、本条第6号（事務又は事業に関する情報）等の規定に基づき判断する。

(2) 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、本条第1号（個人に関する情報）の不開示情報に当たるかどうかも検討する必要がある。

(3) 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいい、「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得など、事業活動に関する一切の情報をいい、営利を目的とするか否かを問わない。

なお、事業を営む個人であっても、当該事業とは直接関わりのない個人情

報（例えば、事業を営む個人の家族構成・経歴、事業と区別される個人の財産・所得等）については、本条第1号（個人に関する情報）で判断するものである。

2 本号イ及びロ

(1) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（本号イ）

ア 「権利、競争上の地位その他正当な利益」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいい、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれ、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるもの

(イ) 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの

(ウ) その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるもの

イ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。また、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

なお、その判断が困難なものについては、第15条第1項の規定により、当該法人等又は事業を営む個人に意見書を提出する機会を付与するなど、事前に十分な調査を行い、客観的に判断するものとする。

ウ 次のような情報は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当せず、開示しなければならないものである。

(ア) 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは含まない。）

(イ) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で、公表を目的と

しているもの

(ウ) 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報

(エ) 事業上の秘密に属する情報であっても、統計のように素材が処理、加工され、結果として個々の法人等が識別できなくなっているもの

(2) 任意提供情報（本号ロ）

ア 法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とすることにより、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するものである。

なお、実施機関の情報収集能力の保護に係る情報の開示・不開示は、本条第6号（事務又は事業等に関する情報）等の規定によって判断する。

イ 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。

ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から情報の提供を申し出た場合であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれる。

ウ 「実施機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

エ 「公にしないとの条件」とは、情報の提供を受けた実施機関が第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

オ 「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

カ 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等において公にしていることだけでは足りない。

キ 公にしないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮するものとし、したがって条件を付した法人等が解散して存在しない等の場合は、事後の事情の変化を考慮し

て開示する余地が生じる。

なお、公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合は該当しない。

3 本号ただし書（不開示情報の例外として開示する情報）

法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は本号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

【参考1：本号に該当して「不開示」と考えられる情報の具体例】

- 1 生産技術上のノウハウに関する情報
 - ・製造工程図
 - ・製造方法概要書及び原料表
- 2 販売上のノウハウに関する情報
 - ・顧客名簿
 - ・製造原価計算書
 - ・新製品の販売計画書
 - ・工場設備投資計画書
 - ・資金調達計画書
- 3 信用上不利益を与える情報
 - ・協同組合不服申出書、検査請求書
 - ・不祥事件報告書
 - ・苦情相談処理記録
- 4 法人の内部管理の情報
 - ・信用組合検査台帳
 - ・内部監査実施状況報告書
 - ・役員会議録
 - ・労働争議・労使交渉等情報
 - ・法人代表者印の印影（法務局に届出をしている「登録印」のみ。不特定多数に配布している請求書等の社印の印影は除く）

【参考2：本号ただし書に該当して「開示」と考えられる情報の具体例】

- ・食中毒発生施設と事件の概要等に関する情報

- ・薬品の性質、副作用に関する情報
- ・公害行政処分に関する情報
- ・貸金業者の行政処分に関する情報
- ・宅地建物取引業者の行政処分に関する情報
- ・生活環境、自然環境の破壊等に関する情報

第4号（犯罪捜査等情報）

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に遂行し、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずることのないよう、不開示とする犯罪捜査等情報の要件を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。
- 2 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。したがって、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、含まれない。
「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
犯罪の「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。
- 3 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証、公判準備等の活動を指す。
- 4 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第1編第2章に規定されている刑又は処分をいい、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。
- 5 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和22年法律第54号) 違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれ、該当する情報の具体例としては、情報システムの設計仕様書、構成図等情報セキュリティに関する情報、電子署名を行うために必要なかぎ情報等が挙げられる。

6 風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報は本号の対象ではなく、本条第6号(事務又は事業に関する情報)の規定により開示・不開示を判断する。

7 本号にいう「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」がある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、開示することにより支障を及ぼすおそれについて「実施機関が認めることにつき相当の理由」がある場合には、不開示となるものである。

なお、このような実施機関の第一次的な判断は、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

第5号（審議・検討等に関する情報）

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）をいう。
- 2 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われている様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

例えば、打合せ記録、会議録等に記録された情報（開催日時・場所、議題、出席者名、発言者名、発言内容等）が含まれ、また、行政機関内部における審議、検討等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報（説明資料、会議資料等）や、審議等の前提として行われた調査研究において作成し、又は取得した情報（調査報告書等）のほか、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

- 4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が想定されているものであり、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」には、審議、検討等の場における発言内容が公になることにより、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれが生じる場合が含まれる（この場合には、本条第4号等の不開示情報に該当する可能性もある。）。

また、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」には、行政内部にお

ける政策の検討が不十分な段階での情報が公になることにより、外部からの圧力によって当該政策に不当な影響を受けるおそれが生じる場合が含まれる。

- 5 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、取引の規制が検討されている段階において、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合などがこれに該当する。

- 6 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に事実関係等の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長するなどによって、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合が想定されており、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されることにより、土地の買占めが行われて地価が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得るおそれがある場合や、違法行為の有無に関する事実関係の調査中の情報が開示されることにより、違法又は不当な行為を行っていない者が不利益を被るおそれがある場合が含まれる。

- 7 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のことを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

- 8 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定が行われた後は、審議、検討等に関する情報を公にしても、一般的には、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じる可能性が少なくなるものと考えられることに留意する。

ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうか判断する必要があることに留意する。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が公になることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、本号に該当する。

なお、審議、検討等に関する情報であっても、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実又はこれに基づく分析等を記録したものについては、一般的には、本号に該当する可能性が低いものと考えられることに留意する。

第6号（事務又は事業に関する情報）

- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

- 1 本号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 本号イからホは、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を例示しているものである。

【解釈及び運用】

- 1 公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（本号本文）
 - (1) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報に該当する。

なお、本号イからホまでの規定は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障が例示的に挙げられているものであり、本号の規定の対象となる事務及び事業は、これらに限られない。
 - (2) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、

具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。

- (3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、各機関に広範な裁量権限が与えるものではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務若しくは事業の根拠となる規定又はその趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。
- (4) 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

2 本号イからホ

- (1) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ(本号イ)

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

イ 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

ウ 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保することをいう。

エ 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

オ 「租税の賦課若しくは徴収」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入を取ることをいう。

カ 上記の監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあるものがあり、このような情報は、不開示とするものである。

また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、本号イに該当する。

- (2) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団

体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ(本号ロ)

ア 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

イ 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関して一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

ウ 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求その他の法令に基づく審査請求がある。

エ 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。これらの契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるものや、交渉、争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は、不開示とするものである。

(3) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ(本号ハ)

ア 「調査研究」とは、ある事柄を調べ、真理を探究することをいう。

イ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報は不開示とするものである。

(4) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ(本号ニ)

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。)に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理

に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とするものである。

- (5) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ(本号ホ)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の適用を受ける企業をいう。）又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。

ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、本条第3号（法人等情報）と比べて、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第8条（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 第1項は、開示請求のあった公文書の一部に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を容易に区分して除くことができるときは、当該公文書の全体を不開示とするのではなく、不開示情報を分離し、その残りの部分の開示をしなければならないことを定めたものである。
- 2 第2項は、開示請求に係る公文書に特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合に、特定の個人を識別することができることとなる記述等を除くことによる部分開示について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 第1項関係
 - (1) 「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合」とは、一件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、第7条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、公文書単位に行われるものであるため、第7条では公文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務が定められているが、本項の規定により、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。
 - (2) 「容易に区分して除くことができる」とは、不開示情報が記録されている部分を、容易に当該部分の内容が分からないようにマスキング等を施し、公文書から物理的に除くことができることをいい、次の事項に留意するものとする。

ア 当該公文書のどの部分に不開示情報が記録されているかという記録部分の区分けが困難な場合や、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的

に困難な場合は、部分開示を行う義務はない。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、公文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

イ 公文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音テープ、録画テープ、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定するものとする。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができないとき」に該当する。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りるものである。

また本項は、義務的に開示すべき範囲が定められているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の条例の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、実施機関の不開示義務に反するものではない。

(4) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報を

除いた残りの部分が、情報としての意味をなさない文字、数字、符号等の羅列であると客観的に認められる場合等をいう。この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば、これも併せて判断するものとする。

なお、「有意の情報」かどうかの判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に判断するものとする。

(5) 部分開示を実施する場合の方法は、取扱要領第3の4(4)によるものとする。

(6) 「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができないこと」又は「不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められること」を理由として部分開示を行わない場合は、公文書の全部を開示しない旨の決定を行うこととなるため、第11条第2項による公文書の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）の手續によるものとする。

この場合、公文書不開示決定通知書（取扱要領別記第4号様式）には、部分開示を行わず不開示決定をする理由を具体的に記入すること。

2 第2項関係

(1) 特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、第7条第1号（個人に関する情報）に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、第1項の規定により部分開示することになる。

ただし、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、特定の個人を識別することができることとなる部分とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

なお、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる部分は、第7条第1号イからハ（個人に関する不開示情報の例外として開示する情報）までのいずれかの規定に該当しない限り、部分開示の対象とならない。

(2) 特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより誰に関する情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるが、当該部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものもある。

例えば、匿名の作文、カルテ等個人の人格と密接に関連する情報が記録された公文書や個人の未公表の研究論文等、特定の個人を識別させる部分を除

いても開示することが不適當であると認められるものは、第7条第1号（個人に関する情報）に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、本条第2項の規定の適用はなく不開示となる。

第9条（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第2号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、個々の事例における特殊な事情によっては、実施機関の判断により、裁量的に当該公文書を開示する余地を与えたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報（同条第2号に掲げる情報を除く。）であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。
第7条各号においても、第1号ロ（個人に関する情報）、第3号ただし書（法人等情報）等、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、第7条各号の規定（同条第2号を除く。）を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。
- 2 本条の規定は、「公益上特に必要があると認めるとき」との規定からも、不開示情報を開示するという処分の性質からも明らかなとおり、公益上の必要性の認定についての実施機関の要件裁量を認めるものである。
- 3 本条により第三者に関する情報を開示する旨の決定をしようとする場合には、第15条第2項及び第3項の規定（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）により、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならないものである。

第10条（公文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に対し、公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。
- 2 存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。
例えば、公文書が存在しない場合は不存在と答える一方で、公文書が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該公文書の存在を類推させることになることに留意する。
- 3 開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合がある。
例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された公文書の開示請求が行われた場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので不開示であると回答するだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになることになる。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、第7条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得ることに留意する。
- 4 本条により開示請求を拒否するときは、第11条第2項による公文書の不開示決定の手續によるものとする。
この場合、公文書不開示決定通知書（取扱要領別記第4号様式）には、仮に当該公文書が存在する場合における条例第7条の不開示情報の該当号及びその号を適用する具体的な理由を記入するとともに、「請求の対象となっている公文書の存否を明らかにすること自体が不開示情報を開示することになるため、当該決定は、開示請求に係る公文書の存在又は不存在を前提とするものではない。」旨を記入すること（取扱要領第3の3(5)ア(i)d)。
- 5 本条に基づく処分は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないという例外的な処分であるから、実施機関は、その適用に当たっては厳格に解釈し、恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならない。

【参考：本条に該当すると考えられる具体例】

- ①特定の個人の病歴に関する情報（第7条第1号該当）
- ②先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第7条第3号該当）
- ③犯罪の内偵捜査に関する情報（第7条第4号該当）
- ④買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第7条第5号該当）
- ⑤特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第7条第6号該当）

第11条（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の応答の義務及び手続を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

(1) 本項は、全部を開示する決定と一部を開示する決定（以下「部分開示決定」という。）の場合に適用される。

(2) 決定は、1件の開示請求につき複数行う場合もある。例えば、開示請求に係る公文書が大量である場合や、開示請求に係る複数の公文書のうち一部については開示・不開示の審査に時間を要する場合には、先に審査の終了した公文書についてのみ先行して開示決定等を行うことも可能である。

(3) 「開示の実施に関し実施機関が定める事項」とは、次の事項をいう（管理規則第3条第1項）。

ア 開示を実施する日時

イ 開示を実施する場所

ウ 開示の実施の方法

なお、ウ「開示の実施の方法」が郵送又は電子メール若しくは大容量ファイル交換サービスによるオンラインを利用した写しの送付である場合は、イ「開示を実施する場所」の指定は必要ないものとする（管理規則第3条第2項）。

(4) 「書面により通知」は、全部を開示する決定の場合は、公文書開示決定通知書（取扱要領別記第2号様式）により、また部分開示決定の場合は、公文書部分開示決定通知書（取扱要領別記第3号様式）によるものとする。

なお、部分開示決定の場合は、開示をしない部分については、第2項に規定する開示請求に係る公文書の全部を開示しない決定である不開示決定の場合と同様、開示をしない理由の提示及び不服申立ての教示が必要となる（後述3のとおり）。

2 第2項関係

(1) 本項は、開示請求に係る公文書について、全部を開示しない決定である不

開示決定をする場合に適用され、具体的には次のケースが該当する。

ア 開示請求に係る公文書の全部に第7条各号に規定による不開示情報が記録されているため、全部を不開示とする不開示決定を行う場合（不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合又は不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められることを理由に部分開示を行わない場合を含む。（第8条第1項））

イ 第10条の規定による存否応答拒否により不開示決定を行う場合

ウ 開示請求書の受付後に、開示請求に係る公文書を保有していないことが判明し、公文書の不存在を理由とした不開示決定を行う場合

エ 開示請求がこの条例に規定する要件を満たさず、開示請求者が第6条第2項の規定に基づく補正に応じないことを理由とした不開示決定を行う場合

オ 第2条第2項ただし書の規定により、この条例に定める公文書から除かれる文書であることを理由とした不開示決定を行う場合

カ 第3条又は第17条第1項に規定により、この条例の適用除外である公文書又は他の法令等によりこの条例と同一の開示の方法が規定されている公文書であり、この条例による開示を行わないことを理由とした不開示決定を行う場合

(2) 「書面により通知」は、公文書不開示決定通知書（取扱要領別記第4号様式）によるものとする。

3 開示をしない理由の提示

(1) 第1項の部分開示決定又は第2項の不開示決定をする場合は、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第7条に基づく「理由の提示」及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づく教示（不服申立てをすることができる旨、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てをすることができる期間）を、公文書部分開示決定通知書（取扱要領別記第3号様式）又は公文書不開示決定通知書（取扱要領別記第4号様式）により行うことが必要である。

(2) 理由の提示については、単に条例上の不開示の根拠条項を示すだけでは足りず、公文書を開示することができない理由を、具体的かつ明確に提示しなければならない。

ア 第7条各号の不開示情報の規定に該当することを理由とする場合

単に第7条各号の不開示情報のいずれかに該当することを明らかにするだけでなく、事案の内容に応じて、どの部分（情報）がどの不開示情報の号に該当するのか、及び具体的な不開示の理由を明らかにする必要がある。また、複数の不開示情報の号に該当する場合には、そのすべてについて記載するものとする。

なお、部分開示決定の場合においては、第7条各号の不開示情報の複数の号に該当するときは、開示をしない部分並びに不開示情報の該当号及び具体的な不開示の理由の対応関係が明らかになるように留意すること。

イ 第10条の規定による存否応答拒否により不開示決定を行う場合

開示請求に係る公文書が仮に存在するとした場合に適用することとなる第7条の不開示情報の該当号を示し、当該公文書の存在を明らかにすることがなぜ不開示情報を開示することになるのかを示さなければならない。

ウ 開示請求に係る公文書を保有していない公文書の不存在を理由とする場合

「作成・受領していない」、「保存期間が満了し廃棄」等、保有していない理由を具体的に明らかにしなければならない。

エ その他の理由により開示請求を拒否する不開示決定をする場合

開示請求を拒否する理由に該当する根拠となる条項を示し、事案の内容に応じて、請求を拒否することとなる理由を具体的に明らかにしなければならない。

- (3) 理由の提示は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を請求者に知らせることにより、不服申立て等の機会を逸しないようにするためであり、理由を提示していない場合又は提示された理由が不明確な場合には、瑕疵ある行政処分とみなされ、取り消される場合があり得ることに特に留意する必要がある。

なお、理由の提示が不十分で取り消された場合は、改めて理由を明示した処分を行うこととなる。

【参考】

具体的な事務の取扱いは取扱要領第3の3を参照

第12条（開示決定等の期限）

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、開示請求に対する実施機関の応答の期限について定めたものである。
- 2 第2項は、期間を延長できる場合、その期間及び手続について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

本項の規定により、実施機関は、公文書の開示請求があった日の翌日から起算（開示請求書を受け付けた日を初日として算入しない。）して、15日以内に当該公文書の開示決定等を行わなければならない。

(1) 「請求があった日」とは、開示請求書を情報公開センター又は受け付ける権限のある情報公開コーナーで受け付けた日をいう。

(2) 開示決定等の期間は、開示請求があった日の翌日から起算し、次の事項に留意するものとする。

ア 情報公開センターから当該請求に係る公文書を保管し、又は保存している担当課等に開示請求書が送付された場合であっても、送付された日ではなく、情報公開センターでの受付の日の翌日が開示決定等の期間の起算日となること。

イ 情報公開コーナーに、本庁で保管し、若しくは保存する公文書又は他の実施機関で保管し、若しくは保存する公文書に係る開示請求書が提出された場合は、情報公開センター又は当該公文書を保管し、若しくは保存する出先機関の情報公開コーナーへ提出するよう求めるとともに、当該開示請求書を受け付ける権限のある窓口で受け付けた日が、開示決定等の期間の起算日となるので、その旨説明すること。

ウ 開示決定等の期間の満了日が休日（山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第16号）第1条に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該休日の翌日が満了日となること。

(3) 「補正に要した日数」とは、実施機関が第6条第2項の規定により補正を

求めてから、開示請求者が、開示請求書をその求めに応じて補正するまでの期間をいう。

この場合、形式上の不備がある開示請求書であっても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれ、また補正を求めた場合であっても開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、補正がされないことが明確になったのであるから、その時点以降は補正に要する日数には当たらないものである。

2 第2項関係

- (1) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が、決定期間内に開示決定等をするよう誠実に努力しても、当該期間内に開示決定等をする事ができない次のような場合をいう。

ア 風水害等の発生による緊急を要する業務の処理又は予測し得ない突発的な業務の増大のために、期限までに公文書の開示決定等をする事が困難である場合

イ 開示請求に係る公文書の情報量が膨大であり、又はその情報の内容が複雑であるために、内容確認に相当の日数を要し、期限までに公文書の開示決定等をする事が困難である場合

ウ 開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されており、当該第三者に対し意見書を提出する機会を与える必要がある場合であって、期限までに公文書の開示決定等をする事が困難である場合

エ 複数の部局に関連する事務に係る情報が記録されている公文書の開示請求であって、当該関連部局の意見を徴するのに相当の日数を要する場合

オ 開示決定等の期間内に年末年始等公務を長期間にわたり行わない日が含まれる場合

カ その他相当の理由がある場合

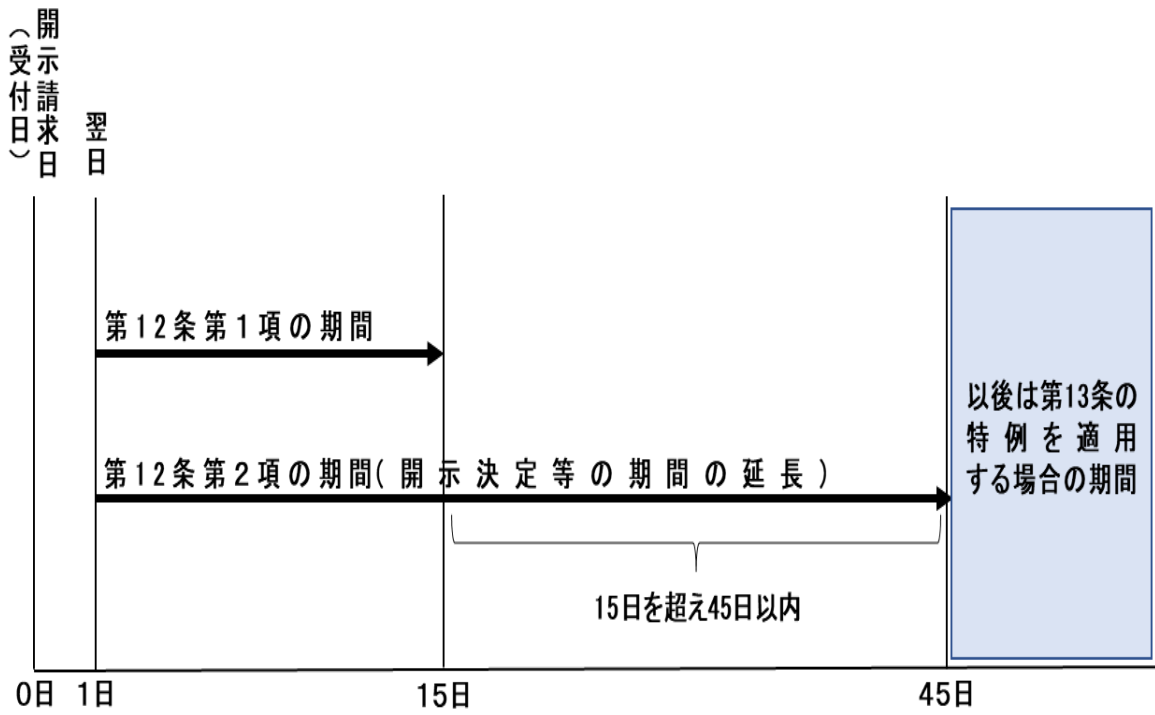
- (2) 「同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる」とは、第1項の期間と本項の期間とを合わせて、開示請求があった日の翌日から起算して45日以内に処理すればよいという趣旨である。しかし、本項による延長期間は必要最小限のものでなければならず、また、延長の事由が消滅したときは、直ちに開示決定等をしなければならない。

なお、この期間の延長は原則として再度行うことはできないものとする。

- (3) 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知し」とは、決定期間延長通知書（取扱要領別記第5号様式）により、延長後の期間及び延長理由を記載して通知することをいう。

なお、開示請求者は開示請求を行ってから15日以内に開示決定等が行われることを期待していることから、当該通知は遅くとも開示請求があった日の翌日から起算して15日以内に開示請求者に到達することが望ましい。

<開示請求から開示決定等までの日数>



第13条（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限

【趣旨】

- 1 本条は、著しく大量な公文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めたものである。
- 2 本条は、開示請求の処理と他の事務又は事業の遂行との適切な調和を図るものである。

【解釈及び運用】

- 1 「開示請求に係る公文書が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る公文書の物理的な量とその審査等に要する業務量によることとなるが、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断されるものである。

例えば、一人の開示請求者が特定の部局に著しい大量請求をする場合のほか、多数の開示請求者が同時期に特定の部局に開示請求を行い、結果として著しく大量の開示請求を受けることとなる場合が考えられる。

なお、大量の公文書の開示請求がなされても、複数の部局で処理することとなり、当該各部局において支障なく処理ができる場合には本条に該当しない。

- 2 「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない程度の遅滞をきたすことをいう。
- 3 「相当の部分」とは、通常、実施機関に開示請求があった日の翌日から起算して45日以内に処理することができる分量であり、かつ、ある程度のまとまりのある部分をいう。

なお、当該期限内に開示請求に係る公文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りにすることは望ましいものではないことに留意すること。

- 4 「相当の期間」とは、残りの公文書について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。
- 5 「同条第1項に規定する期間」とは、開示請求があった日の翌日から起算して15日間（補正に要した期間を除く。）をいう。

6 「開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知し」とは、決定期間特例延長通知書（取扱要領別記第6号様式）により、「この条を適用する旨及びその理由」及び「残りの公文書について開示決定等をする期限」を記載して通知することをいう。

なお、「この条を適用する旨及びその理由」は、開示請求に係る公文書が著しく大量であること、開示請求があった日の翌日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をするのが、通常の事務の遂行に著しい支障を及ぼすことをできるだけ具体的に示すものとする。

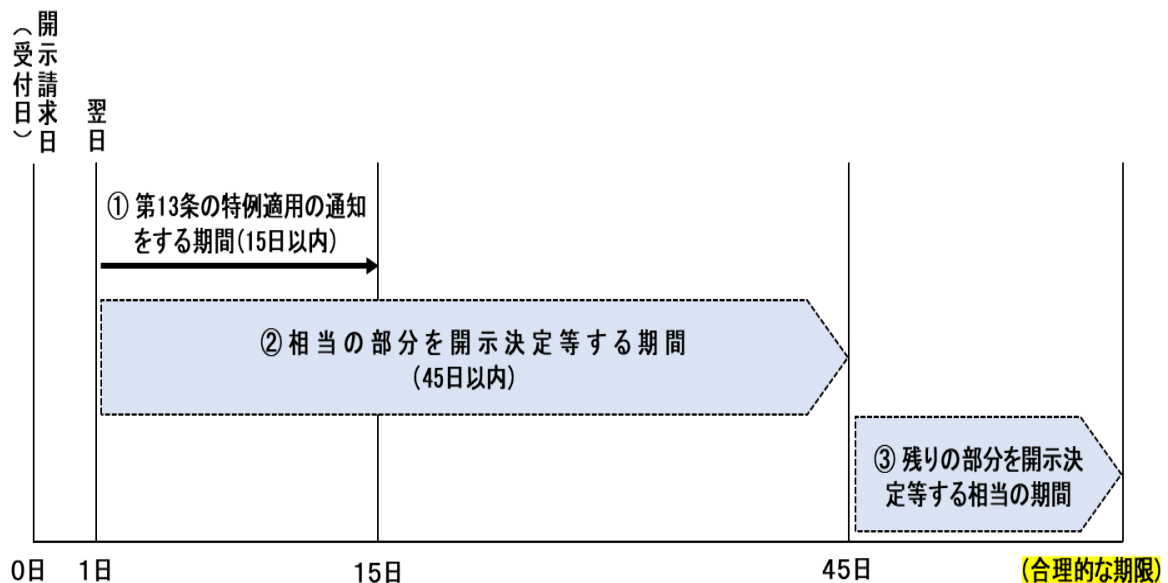
また、「残りの公文書について開示決定等をする期限」は、最終的に当該開示請求に係るすべての公文書についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる合理的な期限を示すものとする。

7 期間の延長における留意点

- (1) 条例第12条第2項の期間の延長を行った後、更に本条の規定による期限の特例延長を行うことはできないものとする。
- (2) 本条の規定による期限の特例延長を行った後、更に条例第12条第2項の期間の延長を行うことはできないものとする。

【本条を適用する場合の事務の流れ】

- ① 開示請求があった日の翌日から起算して15日以内に、決定期間特例延長通知書（取扱要領別記第6号様式）により、本条を適用する旨等を通知する。
- ② 開示請求があった日の翌日から起算して45日以内に、開示請求に係る公文書のうち相当の部分について開示決定等を行う。
- ③ 残りの公文書について、相当の期間内（①の通知で示したすべての公文書の開示決定等を終えることが可能であると見込まれる合理的な期限まで）に開示決定等を行う。



第14条（事案の移送）

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求を受けた実施機関が、当該事案を他の実施機関に移送する場合の要件、手続、効果等について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

(1) 「他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」とは、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときのほか、他の実施機関の方が当該公文書に係る開示決定等の判断をより適切に行うことができると認められるときをいう。

(2) 「当該他の実施機関と協議の上」とは、開示請求を受けた実施機関と移送先として予定されている他の実施機関との協議が整ったことをいい、当該協議が不調に終わった場合には、移送は認められないものである。

(3) 事案の移送は、第2条第1項の実施機関相互間で行うことができるものであり、条例の適用を受けない国や他の地方公共団体の機関に対して事案を移送することはできない。

(4) 事案の移送をする実施機関は、移送を受ける実施機関に対し、その旨を事案移送書（取扱要領別記第7-1号様式）で通知するとともに、開示請求者に対し、事案移送通知書（取扱要領別記第7-2号様式）を送付して通知しなければならないものとし、事案移送通知書を開示請求者に送付したときは、その写しを情報公開センターに送付するものとする。

2 第2項関係

- (1) 事案の移送は、実施機関相互間における措置であるから、事案を移送することにより開示請求者に不利益を与えることがあってはならず、移送を受けた実施機関は、原則として、移送をした実施機関に開示請求があった日の翌日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない。
- (2) 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす」とは、事案を移送した実施機関が請求書の補正命令をした場合や決定期間を延長した場合等、この条例に基づき移送前に行った全ての行為は、移送を受けた実施機関が行った行為とみなされることをいう。

3 第3項関係

「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」とは、事案が移送された場合であっても、開示請求に係る公文書自体が移送されるわけではないことから、移送を受けた実施機関が当該公文書を保有していない等の場合には、当該移送をした実施機関は、開示の実施に必要な協力をしなければならないという趣旨である。

第15条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 開示請求に係る公文書に第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者をいう。以下同じ。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び当該第三者が開示の実施前に開示決定に対して争う機会を保障するための措置について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係（任意的意見聴取）

(1) 本項は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の意見を聴くことができる旨を定めたものである。

実施機関が開示決定等をするに当たって適格な判断を行うために、関係する第三者の意見を聴くことは有意義であるが、公文書に記載されている第三者の情報が不開示情報に該当しないかどうかを容易に判断できる場合は、当該第三者に意見書提出の機会を与える必要性が乏しいため、第三者に意見書提出の機会を与えるかどうかは実施機関の判断に委ねている。

(2) 意見を聴くことができる「第三者」の範囲から、国、独立行政法人等、地

方公共団体及び地方独立行政法人を除いているのは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、私人と同様の手続的保障を図る必要性に乏しいこと、また、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の意見を聴く必要があるときは、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。

(3) 「第三者に関する情報」には、当該第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。

(4) 「実施機関が定める事項を通知して」とは、管理規則第4条第1項に掲げる次の事項を第三者に通知することをいう。

ア 開示請求の年月日

イ 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

ウ 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

通知は必要に応じ、書面又は口頭により行うことができるものとするが、原則、書面により行うこととし、第三者に対し「公文書の開示に係る意見について（照会）」（取扱要領別記第8-1号様式）により通知し、当該第三者から「公文書の開示に係る意見書」（取扱要領別記第9号様式。以下「意見書」という。）の提出を求めることにより行う。

なお、口頭により通知した場合において、当該第三者の開示に反対の意思が明らかになったときは、意見書の提出について求めるものとする。

(5) 「意見書を提出する機会を与えることができる」とは、開示・不開示の判断は、あくまでも当該第三者に関する情報が、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。

また、第三者が意見書を提出することができるのは、当該第三者に関する情報の開示・不開示についてであり、開示請求に係る公文書に記録されている他の情報についてまで意見書を提出する権利を有するものではない。

2 第2項関係（必要的意見聴取）

(1) 本項は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公益上の理由により開示する場合は、当該公文書に記録されている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。

(2) 「次の各号のいずれかに該当するとき」とは、第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、次のいずれかに該当するときをいう。

ア 個人に関する情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、公にすることが必要と認められるとき（第7条第1号ロ）

イ 法人等情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、公にすることが必要と認められるとき（第7条第3号ただし書）

ウ 不開示情報が記録されている公文書ではあるが、開示することに特に公益上の必要性があると認められるとき（第9条に規定する公益上の理由による裁量的開示）

- (3) 「実施機関が定める事項を書面により通知して」とは、管理規則第4条第2項に掲げる次の事項を書面で通知することをいう。

ア 開示請求の年月日

イ 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

ウ 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

エ 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

なお、第1項の任意的意見聴取の場合と異なり、通知は必ず書面によるものとし、「公文書の開示に係る意見について（照会）」（取扱要領別記第8-2号様式）により通知し、当該第三者から意見書の提出を求めることにより行う。

- (4) 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」とは、本項が第三者に意見書の提出の機会を与えることを義務付けているため、実施機関が誠実に努力したにもかかわらず、当該第三者の所在を探知できないときに、手続が停滞することを避けるために定められたものである。

3 第3項関係

- (1) 本項は、意見書の提出の機会を与えられ、開示に反対する意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者が、開示決定について、行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するものである。

公文書が一度開示されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、開示の実施前に、第三者が開示の決定に対する審査請求又は取消訴訟を提起することができるようにする必要があるため、開示決定をしたときは、反対意見書を提出した第三者に対し、必要な事項を通知するとともに、開示の実施までに一定期間（少なくとも2週間）を置かなければならない。

なお、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第39号）上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定について争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立て（行政不服審査法第25条第2項以下、行政事件訴訟法第25条第2項以下）をする必要がある。

- (2) 「開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」とは、意見書において、当該第三者が開示を望まない旨の趣旨が明らかであれば足りる。
- (3) 「開示決定をするとき」とは、公文書の全部を開示する決定に限らず、部分開示の決定をするときも含まれるが、当該第三者に関する情報を不開示決定する場合は含まれない。

- (4) 「意見書を提出した場合」における提出の時点は、第三者が意見書を送付した時点ではなく、意見書が当該実施機関に到着した時点の意味する。実施機関が指定した期限後に意見書が提出された場合には、本条に基づく手続の対象外となるが、開示決定等の前であれば、当該意見書に記載された情報を考慮することは当然可能である。
- (5) 「少なくとも2週間」とは、反対意見書を提出したものが審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として設けたものであり、個別の事案に応じ、2週間以上の期間を置くことも可能であるが、反対意見書を提出したものの利益と開示請求者の迅速な開示への期待とを比較衡量する必要がある。
- (6) 「書面により通知し」とは、本項の規定による通知を書面で行う場合は、「公文書の開示の決定について（通知）」（取扱要領別記第10号様式）により行うものとする。
- なお、不開示の決定をした場合においても、第三者との信頼関係を保つ上から、その旨を口頭により通知するものとする。

<反対意見書を提出した第三者の争訟の機会の保障期間>

開示 決定日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	開示 実施日
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----------

開示決定日と開示実施日との間に少なくとも2週間を置く

第16条（開示の実施）

第16条 実施機関は、開示決定をしたときは、前条第3項の場合を除き、速やかに開示の実施をしなければならない。

2 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

【趣旨】

本条は、公文書の開示について、その実施の方法を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

「速やかに開示の実施しなければならない」とは、決定通知書が請求者に到達した日から開示を実施する日時までの期間が、写しの作成、送付手続、請求者の都合等の合理的な限度を超えて長くないことをいう。

ただし、第15条第3項の規定より、第三者が開示の実施前に開示決定に対して争う機会を保障するために一定期間（少なくとも2週間）を置く場合は、その期間の経過の後に速やかに開示を実施することとなる。

2 第2項関係

(1) 「文書又は図画」の開示の方法

「文書又は図画」という、視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法としたものである。

開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができ、写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録に係る記録媒体に複写する方法によることもできる。

(2) 「電磁的記録」の開示の方法

電磁的記録の開示の方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については、再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法」としたものである。

具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴、用紙に出力したもの又は光ディスクその他の電磁的記録に係る記録媒体に複写したものの交付若しくは電子メール等のオンライン

を利用した方法による電磁的記録の交付によることが規則（電磁的記録の開示の方法に関する規則（平成13年山口県規則第4号））に定められている。

(3) 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあるとき等の写しの閲覧（ただし書）

文書又は図面の閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には写しによることができることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該公文書の保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、これらの写しに墨塗りをしたもの又はこれらの写しを閲覧に供することを想定している。

【参考】

- ・電磁的記録の開示の方法に関する規則（平成13年山口県規則第4号）
- ・具体的な事務の取扱いは取扱要領第3の4を参照

第17条（他の法令等による開示実施等との調整）

第17条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、他の法令等に公文書の閲覧等の規定がある場合における調整について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

(1) 「他の法令等」とは、法律、政令、府省令その他の命令及びこの条例以外の条例をいう。

(2) 「何人にも」とは、本条の調整の対象となる規定は、公文書が「何人」にも開示することとされているものに限るという意味である。

したがって、公文書が、本人、利害関係者等特定の者に対して開示することとされている規定については、この条例が並行的に適用されることとなる。

(3) 「前条第2項本文に規定する方法と同一の方法」とは、他の法令等の規定における開示の方法が、第16条第2項本文に規定する開示の方法（文書又は図画については、閲覧又は写しの交付、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法）と同一である場合に限って、当該同一の方法による開示をしないということである。

例えば、他の法令等において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については、この条例では行わず、他の法令等によることとなり、写しの交付の方法による開示については、この条例に基づき開示請求を行い、開示決定があれば、写しの交付を受けることができることとなる。

(4) 「当該期間内に限る」とは、他の法令等における開示の規定の中に、開示の期間が定められている場合は、当該期間内に限り、本条の調整の対象となるということである。

すなわち、当該期間内においては、他の法令等の規定に定める開示の方法が第16条第2項本文に規定する開示の方法と同一の方法である場合には、この条例では当該同一の方法による開示を行わないが、当該期間の前後におい

ては、この条例に基づく開示請求により通常処理を行うものである。

(5) 「一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」とは、他の法令等の規定において、何人にも公文書を開示することとされてはいるものの、例えば、「……正当な理由がなければこれを拒むことはできない」、「……おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」など、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、本条の調整の対象とはならないものである。

(6) 他の法令等による開示の規定がある公文書について開示請求があった場合において、本条により調整されないときは、当該法令等の規定による開示以外の開示を禁止する趣旨か否かを十分考慮した上で、開示決定等を行うものとする。

例えば、道路法（昭和27年法律第180号）第28条第1項の道路台帳について開示請求があった場合、同条第3項は、何人にも閲覧を認めるので、この条例においては閲覧による開示は行わないものである。一方で、同法は道路台帳の閲覧を認めるのみで道路台帳の写しの交付についての規定を持たないが、写しの交付を禁止する趣旨の規定はないため、写しの交付による開示についてはこの条例が適用されることとなる。

2 第2項関係

「当該縦覧を前条第2項本文の閲覧とみなして」とは、「縦覧」は、第16条第2項本文において開示の方法として規定されていないが、主として書類、名簿等について広く一般に見せる場合に用いられるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、第16条第2項本文の閲覧とみなすこととしたものである。

【参考：他の法令等に規定される公文書の閲覧等の具体例】

- 1 閲覧に供する旨のみ定めているもの
 - ・道路台帳の閲覧（道路法第28条第3項）
 - ・貸金業者登録簿の閲覧（貸金業法第9条）
 - ・建設業許可申請書等の閲覧（建設業法第13条）
 - ・登録簿等の閲覧（測量法第55条の12）
 - ・宅地建物取引業者名簿等の閲覧（宅地建物取引業法第10条）
- 2 縦覧に供する旨のみ定めているもの
 - ・都市計画図書の縦覧（都市計画法第20条第2項）
 - ・土地改良事業計画書及び定款の写しの縦覧（土地改良法第8条第6項）
 - ・道路の区域の決定及び供用の開始等に関する図面の縦覧（道路法第18条）
 - ・県道の路線を明示した図面の縦覧（道路法施行規則第1条の2第2項）
- 3 閲覧に供する旨と謄本、抄本等を交付する旨を定めているもの
 - ・登録電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧（電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条）

- ・ 開発登録簿の閲覧又はその写しの交付（都市計画法第47条第5項）
 - ・ 免許漁業原簿の謄本等の交付又は閲覧（漁業登録令第10条）
 - ・ 浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧（山口県浄化槽保守点検業者登録条例第5条第4項）
- 4 謄本の交付のみ定めているもの
- ・ 漁船の登録謄本の交付（漁船法第21条）
- 5 閲覧等の対象者を限定しているもの
- ・ 関係簿書の閲覧又は謄写【利害関係者】（土地区画整理法第84条第2項）
 - ・ 公害審査会の事件記録の閲覧【当事者】（公害紛争処理法施行令第15条の3）
 - ・ 処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧等【審査請求人又は参加人】（行政不服審査法第38条第1項）
 - ・ 漁港台帳の閲覧【関係者】（漁港漁場整備法施行規則第10条）
 - ・ 関係簿書の閲覧又は謄写【利害関係者】（都市再開発法第134条第2項）
- 6 閲覧等の期間を限定しているもの
- ・ 都市計画案の縦覧【公告の日から2週間】（都市計画法第17条第1項）
 - ・ 土地改良事業計画書等の縦覧【20日以上の相当の期間】（土地改良法第8条第6項）
 - ・ 指定漁船調書の縦覧【公示の日から起算して15日間】（漁船損害等補償法施行令第5条第3項）
 - ・ 事業計画の縦覧【2週間】（土地区画整理法第55条第1項）
 - ・ 公有水面埋立の出願事項の縦覧【告示の日から起算して3週間】（公有水面埋立法第3条第1項）
- 7 閲覧等の対象文書の範囲を限定しているもの
- ・ 選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧【領収書等の写しを除く。】（公職選挙法第192条第4項）

第18条（手数料等）

第18条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）から公文書の開示を受ける者は、山口県使用料手数料条例（昭和31年山口県条例第1号）に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

2 県が設立した地方独立行政法人から公文書の開示を受ける者は、当該地方独立行政法人の定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）から公文書の開示を受ける者は、山口県使用料手数料条例（昭和31年山口県条例第1号。以下「使用料手数料条例」という。）に定めるところにより、手数料を納入しなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 実施機関から公文書の開示を受ける者は、公文書の写し等の交付に要する手数料を納入しなければならないこととし、具体的な手数料の額等は使用料手数料条例に定めるところによるものである。

なお、県が設立した地方独立行政法人から公文書の開示を受ける者は、使用料手数料条例に定めるところによらず、別途、当該地方独立行政法人が定める開示の実施に要する費用を負担するものとする。

2 手数料の具体的な徴収の方法等については、取扱要領第3の5によるものとする。

【使用料手数料条例に定める公文書の写し等の交付手数料】

複写機により用紙（日本産業規格A列3番までのものに限る。）に複写したものを交付する場合	（写し） 1枚につき	10円 （カラーで複写したものにあっては、20円）
電磁的記録に記録された事項を用紙（日本産業規格A列3番までのものに限る。）に出力したものを交付する場合	（写し） 1枚につき	10円 （カラーで出力したものにあっては、20円）
電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものを交付する場合	（CD-R） 1枚につき	40円
その他の方法により交付する場合	1回につき	実費に相当する額

（備考）用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、片面を1枚として算定する。

第3章 審査請求

第19条（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第19条 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、県が設立した地方独立行政法人がする開示請求に対する開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について、審査請求ができることを確認的に明らかにしたものである。

第20条（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

【趣旨】

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項は、審査請求された審査庁は原則として審理員を指名しなければならない旨を規定しているが、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員の指名を要しないこととしている（同項ただし書）。

本条は、開示請求に係る開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しないことを定めたものである。

第21条（山口県情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第21条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山口県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、審査請求を受けた実施機関は、原則として、山口県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年山口県条例第39号）第2条に規定する山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならないこと及び諮問をした実施機関は、審査会に諮問をした旨を審査請求人、参加人等に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

審査請求の審査に当たっては、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することにより、より客観的で合理的な解決が期待できることから、本条例においては、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求があったときは、審査会へ諮問を行い、審査会の答申を受けて、裁決をすべきこととしているものである。

- (1) 「開示決定等・・・について審査請求があったとき」とは、第11条各項の決定に対し、開示請求者又は公文書が開示されることによりその権利利益が害されることとなる者が、行政不服審査法による審査請求を行った場合をいう。
- (2) 「開示請求に係る不作為について審査請求があったとき」とは、開示請求者が、当該開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、実施機関が開示請求に対して何らの処分をもしない場合に、当該不作為についての審査

請求を行った場合をいう。

- (3) 第1号の「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項の規定により却下する場合をいい、このような場合においては、審査会の調査審議を経るまでもなく客観的に判断できるものであるので、実施機関は諮問を要しないこととしたものであり、本号に該当する事例としては、次のような場合がある。

ア 審査請求期間を徒過し、かつ、そのことについて正当な理由がないことが明白であるとき。

イ 審査請求適格のない者からの審査請求であるとき。

ウ 審査請求書の記載の不備等について補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき。

- (4) 第2号は、審査請求人の主張を全面的に認める場合であり、審査会に諮問する必要性に乏しいため、実施機関は諮問を要しないこととしたものである。

なお、当該公文書を開示することについて、第15条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定により、当該公文書の開示に反対する旨の意見書（反対意見書）が提出されている場合には、必ず審査会に諮問しなければならない。

ア 「裁決で、審査請求の全部を認容し」とは、不開示とした判断が違法又は不当であり、開示が相当であるとして、裁決で、不開示決定を取り消し、又は原処分を開示する旨の決定に変更する場合をいう。

イ 「当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合」とは、開示請求者が不開示とされた公文書のうち一部についてのみ審査請求をしたときに、当該部分の全てについて開示することとする場合を意味するものであり、審査請求人が不開示を争わなかった部分については、対象とならない。

- (5) 審査会への諮問は、諮問書（取扱要領別記第12-2号様式）に次に掲げる書類を添付して審査会に提出することにより行うものとする。

なお、審査請求の手続きに係る標準処理期間は、審査会への諮問手続に要する期間は除き、4月であるため留意するものとする。（山口県不服申立て事務処理要領第9条別表第2）

ア 審査請求に係る経過説明書

イ 公文書開示請求書の写し

ウ 決定通知書の写し（不作為の場合は不要）

エ 審査請求書の写し

オ 弁明書の写し

カ その他必要な書類（反論書の写し等）

2 第2項関係

- (1) 本項は、審査会に諮問をした実施機関は、審査会に諮問をした旨を審査請

求人、参加人等に通知しなければならないことを定めたものであり、通知をすべき相手方の範囲は、次に掲げるとおりである。

ア 審査請求人及び参加人

イ 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

ウ 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(2) 「参加人」とは、行政不服審査法第13条の規定により、実施機関の許可を得て、又は実施機関の求めに応じ、当該審査請求に参加したものをいう。

(3) 「諮問をした旨を通知し」とは、審査会諮問通知書（取扱要領別記第12-3号様式）により通知することをいう。

【参考】

具体的な事務の取扱いは取扱要領第4を参照

第22条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第22条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者からの審査請求を棄却する場合等において、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保するため、第15条第3項の規定を準用することを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 本文関係

本条各号のいずれかに該当する場合には、第15条第3項を準用し、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間以上の期間を置かなければならないこととするとともに、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならないものである。

2 第1号関係

本号は、開示決定に対する第三者からの審査請求について、却下又は棄却の裁決を行う場合をいう。

処分の取消しの審査請求は、不開示決定を受けた開示請求者に限らず、開示決定に係る公文書に自己の情報が記録されている第三者であって、当該情報が開示されることにより自らの権利利益が侵害される者も行うことができる。

したがって、開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では、審査請求適格を有しないことを理由とした却下も対象となるものである。

3 第2号関係

本号は、審査請求を受けた実施機関が、公文書の全部又は一部を不開示とする決定について、当該審査請求に参加している第三者の意に反して開示することとする場合をいう。

- (1) 「審査請求に係る開示決定等」とは、本号において定義されているとおり、全部開示の決定を除いたものをいう。
- (2) 「変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決」とは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、原処分を開示

決定に変更する裁決をいう。

- (3) 「第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合」とは、第三者が参加人として、審査請求手続において、実施機関又は審査会に対し、公文書の開示に反対の旨の意見書の提出等を行っている場合をいう。

なお、原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、第21条第2項の規定により、諮問をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はない。

- (4) 開示決定等を取り消す裁決については、実施機関において、再度に開示請求に対する開示・不開示の決定を行うことになるので、第15条第3項が直接適用される。

なお、原処分が行われる際に反対意見書を提出せず、その後の審査請求手続において参加人となり初めて反対の意思を表示した第三者には、第15条第3項の規定は直接適用されないが、このような第三者についても、本条の趣旨にかんがみ、同項の手続に準じた取扱いをすることが適当である。

第4章 附属機関等の会議の公開

第23条

第23条 県の執行機関の附属機関その他実施機関が定める合議制機関等（以下「附属機関等」という。）の会議（法令等の規定により公開しないこととされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合において附属機関等がその会議を公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- (1) 第7条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項を議事とする場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがある場合

【趣旨】

実施機関に設置されている各種審議会のような附属機関等の会議は、県の主要施策の方向を決定するなど、その重要性は極めて高いことから、県政の透明性を確保し、より開かれた県政を推進するためには、これらの会議を公開で開催することが必要である。

本条は、このような趣旨から、附属機関等の会議を原則として公開することとしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、諮問又は調査等のために設置されたものをいう。
- 2 「その他実施機関が定める合議制機関等」とは、調停、審査、審議、調査等を行うために設置された、県民、学識経験者等が構成員となっている審議会、懇話会、委員会等であって、要綱、要領等の規定に基づき設置されたものをいう。

よって、実施機関の職員で構成される内部的な検討会、研究会又は関係機関との連絡調整を目的とする会議は含まれない。

- 3 第1号は、第7条各号に規定する不開示情報との均衡を図るため、同条各号に規定する不開示情報に該当する情報が含まれる事項を議事とする場合は、当該会議を公開しないことができるとしたものである。

なお、会議を非公開で行うことと、当該会議の会議録及び資料を不開示とすることは性質を異にするものであり、会議録及び資料の開示請求に対しては、第7条各号に規定する不開示情報に該当するかどうか別途判断することとなる。

- 4 第2号は、会議を公開した場合、議事内容によっては審議妨害や委員に対する圧力等により公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあることから、このようなおそれがある場合は、当該会議を公開しないことができるとしたものである。

なお、「公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定する趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則公開」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならない。

- 5 会議の公開に関する事務等の取扱いについては、「附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要領」（平成13年1月26日付け学事文書第828号）の定めるところによる。

第5章 補則

第24条（適用上の注意等）

第24条 この条例の適用に当たっては、そのものに関する情報が公文書に記録されている個人及び法人その他の団体の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 この条例の規定により公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を不当な目的に使用してはならない。

【趣旨】

本条は、この条例を適用するに当たっての実施機関の責務と公文書の開示を受けた者の責務を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 第1項は、原則開示を基本とする情報公開制度にあっても、個人及び法人等の権利利益が不当に侵害されることがあってはならないことを明らかにしたものである。
- 2 「個人及び法人その他の団体の権利利益」とは、個人のプライバシーの権利や法人の営業上の利益などをいう。
- 3 第2項の、「不当な目的に使用してはならない」とは、公文書の開示を受けた者は、公文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならず、これを濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないことをいう。
- 4 情報公開制度は、原則としてその請求理由、使用目的等を問わないが、これにより、個人のプライバシーの権利を侵害したり、犯罪行為に利用するなど違法な使用や著しく妥当性を欠く使用等、その濫用が許されないことは、制度に内在する当然の制約であることから、実施機関は、次の事項に留意しなければならないものである。
 - (1) 公文書の開示をする場合、請求者に対し、公文書の開示によって得られた情報を適正に使用するよう啓発に努める。
 - (2) 公文書の開示によって得られた情報が、明らかに不当な目的に使用され、又は使用されるおそれがあると認められるときは、当該情報を使用する者にその情報の使用の中止を要請する。
 - (3) 公文書の開示によって得られた情報が不当な目的に使用されたことが確認されたときは、直ちにその者に対して厳重に注意をするとともに、以後、その者からの請求に対しては、慎重に対応する。

第25条（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第25条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の円滑な運用を確保する観点から、実施機関は開示請求をしようとする者の利便を考慮した措置を講ずべき旨を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供」とは、実施機関が本庁の課又は出先機関で保管し、又は保存している公文書について、その目録を作成し、当該公文書の目録について、情報公開センターにすべての実施機関のものを、地方県民相談室に当該地域の出先機関のものを、情報公開コーナーに当該出先機関のものを備えて置き、一般の閲覧に供すること等をいうものである。

なお、当該公文書の目録は、毎年度、文書管理システムを利用して整備する。

2 「その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」とは、例えば、情報公開に関する窓口の整備、開示請求に係る手続等の案内等が考えられる。

第26条（開示の状況の公表）

第26条 知事は、少なくとも毎年1回、この条例の規定による公文書の開示の状況を公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開制度の適正な運営と健全な発展を期するため、公文書の開示の状況の公表を知事の責務として定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 公表する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 開示請求の件数
 - (2) 開示決定、部分開示決定及び不開示決定の件数
 - (3) 不服申立ての処理件数
 - (4) その他必要な事項
- 2 公表は、山口県報に登載して行う。

第27条（情報の公開及び提供）

第27条 実施機関は、その保有する情報を求めに応じて公開するよう努めるとともに、県民が必要とする情報を積極的に提供するものとする。

【趣旨】

本条は、情報の公開と情報提供の充実に関する実施機関の責務について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「その保有する情報を求めに応じて公開する」とは、第2条第2項に規定する公文書であるかどうかを問わず、実施機関の保有する情報を求めに応じて公開するということである。
- 2 「公開するよう努める」とは、公開に支障がない限り誠実にこれに応ずるよう実施機関の努力義務を定めたものであり、情報を求めた者に対して、権利を付与する趣旨ではない。
- 3 「情報を積極的に提供する」とは、県が自らの積極的な意思によって、県民の求めがあるなしにかかわらず、その保有する情報を提供することをいう。
- 4 「情報の公開」は相手方の求めに応じて行うのに対し、「情報の提供」は、相手方の求めがあるなしにかかわらず、実施機関から積極的に行うことをいう。

第28条（出資法人及び指定管理者の情報公開）

第28条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人のうち知事が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、その業務及び財務の状況に関する書類を、その主たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するよう努めなければならない。

2 出資法人のうち県が資本金等の2分の1以上を出資しているものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する規程を定め、及びこれに基づき当該出資法人の保有する情報を公開するよう努めなければならない。

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき県が公の施設の管理を行わせている法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報（当該指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に係るものに限る。以下この項において同じ。）の公開に関する規程を定め、及びこれに基づき当該指定管理者の保有する情報を公開するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、出資法人及び指定管理者に対し、情報公開に関する努力義務を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

(1) 出資法人が県政の重要な一翼を担うものとして、県から人的、財政的支援を受けていることや、県の業務を補完していることから、その業務及び財務の状況に関する書類を一般の閲覧に供するよう努めなければならないことを定めたものである。

(2) 「法人のうち知事が定めるもの」とは、業務内容が県行政と密接な関係を有し、県単独又は市町村若しくは民間との共同出資により設立された団体のうち県が基本財産等の4分の1以上を出資若しくは出捐しているもの又はそれに準ずるもので、「出資法人の情報の公表に関する要綱」（平成13年3月5日付け学事文書第921号。以下「公表要綱」という。）別表1に掲げる法人をいう。

(3) 「その業務及び財務の状況に関する書類」とは、事業計画書、定款又は寄附行為、収支（損益）計算書、貸借対照表、収支予算書等で、公表要綱別表2に掲げるものをいう。

(4) 本項に基づく出資法人の情報の提供に関する事務の取扱いについては、公表要綱の定めるところにより行う。

2 第2項関係

(1) 県から2分の1以上の出資を受けている出資法人は特に公共性が高いこと

から、当該出資法人は、その保有する情報の公開に関する規程を自主的に定め、これに基づき情報の公開に努めなければならないことを定めたものである。

- (2) 本項に基づく出資法人の保有する情報の公開は、県が定める準則（出資法人情報公開準則）を参考として、出資法人が自ら定める規程に基づき行う。

3 第3項関係

- (1) 地方自治法第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合には、その公の施設の管理の業務に係る情報については特に公共性が高いことから、当該指定管理者は、その保有する公の施設の管理の業務に係る情報の公開に関する規程を自主的に定め、これに基づき情報の公開に努めなければならないことを定めたものである。
- (2) 本項に基づく指定管理者の保有する公の施設の管理の業務に係る情報の公開は、県が定める準則（指定管理者情報公開準則）を参考として、指定管理者が自ら定める規程に基づき行う。

なお、指定管理者が第2項の出資法人である場合等であって、既にその保有する情報の公開に関する規程等を定めている場合は、重ねて定めることを要しない。

第29条（県の指導及び助言）

第29条 県は、出資法人及び指定管理者に対し、その保有する情報（指定管理者にあっては、その管理する公の施設の管理の業務に係るものに限る。）の公開について必要な指導及び助言をするものとする。

【趣旨】

本条は、出資法人及び指定管理者の情報公開が一層推進されるよう、県に必要な指導及び助言を行う責務があることを定めたものである

【解釈及び運用】

「必要な指導及び助言」とは、県が、出資法人及び指定管理者の情報公開が推進されるよう、次のような指導及び助言を行うことをいう。

- 1 第28条第1項の規定により、出資法人が業務及び財務に関する書類を閲覧に供するために必要な指導及び助言を行うこと。
- 2 第28条第2項の規定により、出資法人がその保有する情報の公開に関する規程を定めるための準則を示すこと、及び当該規程の運用に関する指導及び助言を行うこと。
- 3 第28条第3項の規定により、指定管理者がその保有する公の施設の管理の業務に係る情報の公開に関する規程を定めるための準則を示すこと、及び当該規程の運用に関する指導及び助言を行うこと。

第30条（実施機関への委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行について必要な事項は、各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

【解釈及び運用】

この条例を実施するに当たっての必要な事項の定めは、できる限り同一のものとすることが望ましいことから、各実施機関が規則等を制定し、又は改正する場合は、実施機関相互間で十分に連絡調整し、整合性が図られるよう努めるものとする。

附 則（施行期日、経過措置）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成9年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 実施機関は、前項の公文書以外の公文書の開示の申出があったときは、この条例の施行の際における公文書の開示について定めた規程の例により、これに応ずるものとする。

【趣旨】

- 1 第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 第2項は、この条例を適用する公文書の範囲を定めたものである。
- 3 第3項は、この条例が適用されない公文書の取扱いについて定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「前項の公文書以外の公文書」とは、平成9年8月31日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書（以下「施行日前公文書」という。）をいう。
- 2 「申出」という用語は、第5条の規定により権利として開示を求める場合を「請求」としていることから、それ以外の場合を「申出」として区別したものである。
- 3 「この条例の施行の際における公文書の開示について定めた規程の例により」とは、従前の要綱の規定を包括的に適用することをいう。したがって、例えば、施行日前公文書に対する非開示事項の適用については、第11条の適用はなく、要綱の非開示事項を適用することとなる。
- 4 「これに応ずるものとする。」とは、要綱の例による開示をすることを宣言したものであり、申出をしたものに権利を付与する趣旨ではない。
- 5 第3項の規定による開示は、条例上の請求権の行使として行われるものではなく、申出に対する回答は行政処分とはならず、審査請求及び行政事件訴訟の対象とはならない。ただし、申出者は、要綱の例による不服の申出を行うことができる。この場合において、実施機関は必要に応じて審査会に諮問するものとする。
- 6 公文書の作成・取得時期による開示請求書等の区分
受付に当たっては、請求者の求める公文書の作成又は取得時期が、平成9年9月1日以後(第2項)であれば開示請求書、平成9年8月31日以前(第3項)であれば開示申出書となり、提出する様式を異にするので取扱いに留意すること。

附 則（山口県情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年条例第55号））

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の山口県情報公開条例の規定は、議会が保有する公文書（同条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下この項において同じ。）については、平成13年4月1日以後に議会の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の山口県情報公開条例の規定は、公安委員会又は警察本部長が保有する公文書（同条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下この項において同じ。）については、平成13年4月1日以後に公安委員会又は県警察の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。

【趣旨】

- 1 第1項は、山口県情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年山口県条例第55号。以下「改正条例」という。）の施行期日を定めたものである。
- 2 第2項及び第3項は、議会並びに公安委員会及び警察本部長において適用される公文書の範囲について定めたものである。

【解釈及び運用】

この改正条例は、平成13年4月1日から施行するが、次に掲げる改正条例第2条（公安委員会及び警察本部長関連規定）及び附則第3項に規定する事項については、改正条例の公布の日（平成12年12月19日）から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしたものである。

なお、当該規則で定める日は、山口県情報公開条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（平成13年山口県規則第129号）により、平成14年3月1日とされた。

- 1 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えること（第2条第1項）。
- 2 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2の訴訟に関する書類及び押収物である公文書を適用除外とすること（第3条第2号）。
- 3 公安委員会規則で定める警察職員の氏名を個人情報適用除外となる公務員の職務遂行情報から除くこと（第11条第2号）。
- 4 非開示事項のうち、犯罪捜査等情報を次のように改めること（第11条第4号）。

「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行

その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

- 5 合議制機関等から除かれる実施機関に、「警察本部長」を加えること（第11条第8号）。
- 6 情報公開審査会に諮問する実施機関に、「警察本部長が第7条第1項の決定をした場合にあっては公安委員会」を加えること（第16条）。

附 則（山口県情報公開条例の一部を改正する条例（平成14年条例第52号））

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山口県情報公開条例第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求（同条例第6条に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

【趣旨】

- 1 第1項は、山口県情報公開条例の一部を改正する条例（平成14年山口県条例第52号。以下「平成14年改正条例」という。）の施行期日を定めたものである。
- 2 第2項は、独立行政法人等に関する情報が県の公文書に記載されていた場合の取扱いを規定する改正後の条例第11条の適用について定めたものである。

【解釈及び運用】

施行日は、平成14年改正条例の公布の日（平成14年10月8日）である。

附 則（山口県情報公開条例の一部を改正する条例（平成18年条例第9号））

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に知事に対してされている山口県情報公開条例第5条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）のうち、公立大学法人山口県立大学が保有している公文書に係るものは、公立大学法人山口県立大学にされた開示請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に山口県情報公開条例第7条第1項の決定又は開示請求に係る不作為について知事に対してされている行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立て（公立大学法人山口県立大学が保有している公文書に係るものに限る。）は、改正後の山口県情報公開条例第15条の2の規定により、公立大学法人山口県立大学に対してされた行政不服審査法の規定による異議申立てとみなす。

【趣旨】

- 1 第1項は、山口県情報公開条例の一部を改正する条例（平成18年山口県条例第9号。以下「平成18年改正条例」という。）の施行期日を定めたものである。
- 2 第2項及び3項は、本条例の施行の際現に知事に対してされている開示請求及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てであって、公立大学法人山口県立大学が保有している公文書に係るものの取扱いを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 平成18年改正条例の施行日は、平成18年4月1日である。
- 2 第2項は、本条例の施行の際現に知事に対してされている山口県情報公開条例第5条の規定による開示請求であって、公立大学法人山口県立大学が保有している公文書に係るものは、公立大学法人山口県立大学にされた開示請求とみなされ、公立大学法人山口県立大学が開示・非開示等の決定を行うというものである。
- 3 第3項は、この条例の施行の際現に山口県情報公開条例第7条第1項の決定又は開示請求に係る不作為について知事に対してされている行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てで、公立大学法人山口県立大学が保有している公文書に係るものについては、改正後の山口県情報公開条例第15条の2の規定により、公立大学法人山口県立大学に対してされた行政不服審査法の規定による異議申立てとみなされ、公立大学法人山口県立大学は第16条の規定により決定を行うというものである。

附 則（山口県情報公開条例の一部を改正する条例（令和4年条例第42号））

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の山口県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による請求（以下「旧開示請求」という。）がされた場合における旧条例第2条第2項に規定する公文書の開示及び費用の負担については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にされた旧開示請求に係る旧条例第7条第1項の決定（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下「旧開示決定」という。）、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第6条の規定による旧開示決定の拒否又は旧開示請求に係る不作為に係る審査請求の審査手続については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第16条中「山口県情報公開審査会」とあるのは、「山口県情報公開・個人情報保護審査会」とする。

4 この条例の施行前に旧条例に基づき山口県情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは山口県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は山口県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

5 前項の規定により山口県情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなされる諮問に係る調査審議の手続については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、山口県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年山口県条例第39号）第4条第1項の規定により、山口県情報公開・個人情報保護審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和5年8月31日までとする。

7 旧審査会の委員であった者に係る旧条例第18条第4項の規定による職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

8 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

9 山口県使用料手数料条例（昭和31年山口県条例第1号）の一部を次のように

改正する。

〔次のよう〕略

(政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

10 政務活動費の交付に関する条例（平成13年山口県条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

【趣旨】

- 1 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正(令和5年4月1日施行。以下「改正法」という。)され、地方公共団体の個人情報保護制度は、地方独自の運用が認められる一部の事項以外は改正法が適用されることとなり、新たに個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年山口県条例第40号)を制定する一方で、個人情報保護制度と情報公開制度は類似の制度であり、密接に関係するものであることから、本県の個人情報保護制度と情報公開制度の整合を図るとともに、情報公開制度についても個人情報保護制度と同様に国の制度に準拠するため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)との整合を図ることとし、所要の改正を行ったものである。
- 2 第1項は、山口県情報公開条例の一部を改正する条例(令和4年山口県条例第42号。以下「令和4年改正条例」という。)の施行期日を定めたものである。
- 3 第2項から第8項は、令和4年改正条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。
- 4 第9項及び第10項は、関係条例について所要の整備を行ったものである。

【解釈及び運用】

- 1 第1項関係
令和4年改正条例の施行日は、令和5年4月1日である。
- 2 第2項関係
令和4年改正条例の施行の前に改正前の山口県情報公開条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいてされた開示請求(以下「旧開示請求」という。)に係る公文書の開示における手続きや費用の負担については、旧条例の規定の例によることとなるため、次の事項に留意するものである。
 - (1) 旧開示請求に対して、旧条例第7条第1項の規定の例による公文書の開示をするかどうかの決定をする場合は、旧条例第11条各号に規定の例による非開示事項の該当性や旧条例第13条の規定の例による公文書の存否に関する情報の該当性等を検討の上で行うこと。
 - (2) 旧開示請求による公文書の写しの交付を受ける者は、旧条例第15条の規定の例による当該公文書の写しの作成に要する費用を負担することとし、当該公文書の写しの作成に要する費用として徴収した収入の歳入科目は、一般会

計においては次のとおりとする。

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 雑入 (事業) 雑入 (情報公開関係)

3 第3項関係

旧開示請求に係る旧条例第7条第1項の規定による公文書の開示をするかどうかの決定等に係る審査請求については、旧条例の規定の例により行うものであり、また、この場合に、旧条例第16条中の「山口県情報公開審査会」（以下「旧審査会」という。）は、山口県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年山口県条例第39号。以下「審査会条例」という。）第2項に規定する「山口県情報公開・個人情報保護審査会」とするものである。

4 第4項及び第5項関係

令和4年改正条例の施行の前に旧条例第16条の規定に基づき旧審査会にされた審査請求に係る諮問案件で、令和4年改正条例の施行の際に答申がされていないものについては、山口県情報公開・個人情報保護審査会に諮問されたものとみなし、また、当該諮問案件について旧審査会が行った調査審議の手続きについては、山口県情報公開・個人情報保護審査会が行った調査審議とみなすものであり、さらに、当該調査審議の手続きについては、旧条例の規定の例によることとなるものである。

5 第6項関係

令和4年改正条例の施行の際に旧審査会の委員である者は、審査会条例第4条第1項の規定により、山口県情報公開・個人情報保護審査会の委員として任命されたものとみなされるものであるが、その任期は同条第2項に規定する期間（2年間）にかかわらず、令和5年8月31日までとするものである。

6 第7項及び第8項関係

旧審査会の委員であった者の守秘義務については、令和4年改正条例の施行後も旧条例の規定の例よるものとし、守秘義務違反に対する罰則の適用についても同様である。

7 第9項及び第10項関係

令和4年改正条例の施行に伴い、山口県使用料手数料条例（昭和31年山口県条例第1号）及び政務活動費の交付に関する条例（平成13年山口県条例第23号）の一部を改正するものである。